



# 熊本県公報

第12991号  
令和3年(2021年)  
1月12日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○道路の併用開始	(道路保全課) 1
○道路の併用開始	( " ) 2
○道路の区域変更	( " ) 2
○道路の区域変更	( " ) 2
○予算の専決処分	(財政課) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	( " ) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	( " ) 4
○種畜証明書書の書換交付の通報	(畜産課) 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○予算の専決処分	(財政課) 6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 7
○保安林の指定に関する予定	( " ) 8
○保安林の指定に関する予定	( " ) 8
○保安林の指定に関する予定	( " ) 8
<b>公 告</b>	
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 9
○農用地利用配分計画の認可	( " ) 9
○農用地利用配分計画の認可	( " ) 9
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則に基づく落札者等の公示	(産業支援課) 10
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県医療審議会の開催	(医療審議会) 11
○令和2年度(2020年度)第2回熊本県立美術館協議会の開催	(熊本県立美術館協議会) 11
○県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借(令和3年度(2021年度)開校特別支援学校等)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 12
○県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借(令和3年度(2021年度)開校特別支援学校等)に係る一般競争入札の実施	( " ) 12
○第3回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催	(環境審議会) 16

## 告 示

**熊本県告示第35号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和3年(2021年)1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字前湯 2990番114地先から 同所	51.2	活力創出 基盤交付 金

	2990番112地先まで	
	天草市楠浦町字前潟	66.0
	2990番101地先から	
	同所	
	2987番3地先まで	

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月12日

**熊本県告示第36号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字方原下 6683番2地先から 同所 46887番5地先まで	366.7	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月12日

**熊本県告示第37号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字捨木 2667番地先から 同所 2565番1地先まで	前	13.0 ～ 42.0	104.0	防交安 (災害 防除)
			後	13.0 ～ 35.2		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)1月12日

**熊本県告示第38号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上字蕨野 1779番1地先から 同所 1827番2地先まで	前	5.2 ～ 7.4	43.0	災害復 旧工事
			後	6.3 ～		

			8.3	
--	--	--	-----	--

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)1月12日

**熊本県告示第39号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和2年(2020年)12月18日付けで専決した令和2年度(2020年度)熊本県一般会計補正予算(第13号)の要領は、次のとおりである。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**専第 32 号**

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第13号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 221,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,083,241,757千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月18日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		279,843,508	221,617	280,065,125
	1 国庫補助金	206,976,946	221,617	207,198,563
歳 入 合 計		1,083,020,140	221,617	1,083,241,757

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		144,399,167	221,617	144,620,784
	1 児 童 福 祉 費	40,052,362	221,617	40,273,979
歳 出 合 計		1,083,020,140	221,617	1,083,241,757

熊本県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
エビス薬局本町店 八代市本町二丁目4号63番	令和3年（2021年）1月1日

熊本県告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
くるばい三玉 山鹿市久原5509番地	特定非営利活動法人コレクティブ 熊本市東区戸島西1丁目23番63号 川原 秀夫	生活介護	令和3年（2021年）1月1日

熊本県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型事業所 ふいる 山鹿市方保田648番地	一般社団法人フィレール 山鹿市方保田648番地	生活介護	令和3年（2021年）1

1号	1号 松見 尚寛	月4日
----	-------------	-----

**熊本県告示第43号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定に基づき公示する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（肉用牛）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10865 62637 7	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター
11377 02860 4	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター
11363 15903 9	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター
10866 06865 7	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター
11363 16028 8	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター
11363 16051 6	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター
11539 44936 0	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野4332-16 一般社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 （一社）家畜改良事業団 岡山種雄牛センター

（馬）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
22043 03000 3	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇市波野赤仁田160 木之内 勇樹	熊本県熊本市中央区国府4丁目1-59 宮村 美賀子

**熊本県告示第44号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市三角町里浦字日当 305番9地先から 同所 305番9地先まで	前	13.7 ～ 16.5	22.5	廃道処分
			後	13.1 ～ 14.8		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)1月12日

**熊本県告示第45号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和2年(2020年)12月29日付けで専決した令和2年度(2020年度)熊本県一般会計補正予算(第14号)の要領は、次のとおりである。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

**専第34号**

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第14号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,085,135,792千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月29日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		280,065,125	1,695,818	281,760,943
	1 国庫補助金	207,198,563	1,695,818	208,894,381
2 諸 収 入		113,972,425	198,217	114,170,642
	1 雑 入	9,606,942	198,217	9,805,159
歳 入 合 計		1,083,241,757	1,894,035	1,085,135,792

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		119,639,073	1,894,035	121,533,108
	1 商 業 費	109,489,428	1,894,035	111,383,463
歳 出 合 計		1,083,241,757	1,894,035	1,085,135,792

熊本県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽10番238の4、字熊野2760番46
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第47号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市東大塚町字萱切野2952番1から2952番4まで、字杉ノ元2954番1、2954番3、2955番2、字境ヶ谷3075番3、3075番7、3075番9、3075番11、3080番、3082番、3083番、3083番2、3084番1、字道間3089番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第48号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町猿渡字吉ノ谷798番1・799番・801番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県中央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第49号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町島木字旗ノ平1918番から1921番まで、1923番から1926番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字旗ノ平1920番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県中央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置

いて縦覧に供する。)

**公 告**

**熊本県公告第24号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上村 輝明	八代郡氷川町梶	八代郡氷川町梶字塘下186番1
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字鎌別府358番ほか1筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字奥野字中山1154番1ほか7筆
株式会社山江元気村	球磨郡山江村山田乙	球磨郡多良木町大字黒肥地字堂手2912番11ほか10筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字田村崎903番
杉本 和博	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字知敷原541番18ほか10筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字檜木544番
生田 敦士	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字堀内1172番1ほか2筆
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字蜻木3612番

2 認可年月日

令和3年（2021年）1月5日

**熊本県公告第25号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
白石 善博	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字横田字丸山751番
井 正幸	阿蘇郡産山村田尻	阿蘇郡産山村大字田尻字和田代139番ほか3筆
井 知一	阿蘇郡産山村田尻	阿蘇郡産山村大字田尻字中西小坪411番1ほか1筆
農事組合法人やまぶきの里	阿蘇郡産山村産山	阿蘇郡産山村大字産山字寺坂2090番ほか36筆
農事組合法人久石ファーム	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四大岩下2020番ほか105筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）1月5日

**熊本県公告第26号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告

する。  
令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉村 陽一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字辻905番1ほか3筆
尾方 仁吏	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2256番3ほか1筆
今田 良久	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字溝下701番3
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字古川320番1
有限会社大王牧場	人吉市瓦屋町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3番19
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字門田2996番ほか4筆
浅生 今治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字土木園977番
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字茶園972番
中竹 一之	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字塔ノ前3番26ほか6筆
尾方 学	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字大坪464番1
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1664番ほか1筆
尾藤 健二	球磨郡錦町木上	球磨郡錦町大字木上西字京出1567番
吉田 利明	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田西字水町752番
富永 真二	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町深田南字小島599番1ほか1筆
斉藤 清	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字寺下771番1ほか1筆
林田 樞臣	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田東字北吉井2195番ほか1筆
福山 至	球磨郡あさぎり町深田東	球磨郡あさぎり町深田東字宝485番
谷口 一也	球磨郡錦町木上東	球磨郡あさぎり町深田南字小島590番ほか1筆
桑原 利典	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本948番

2 認可年月日  
令和3年(2021年)1月5日

熊本県公告第27号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則第11条第1項の規定により、次のとおり特定調達契約の相手方等について公示する。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
高周波計測システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県商工労働部産業振興局産業支援課産業戦略班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年(2020年)12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 九州計測器株式会社熊本営業所  
 熊本市中央区帯山一丁目31番20号
- 5 落札金額  
 31,999,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,909,000円)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
  - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
 令和2年(2020年)10月16日

**登載依頼**

**熊本県医療審議会公告第2号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。  
 令和3年(2021年)1月12日

熊本県医療審議会会長

- 1 開催日時  
 令和3年(2021年)1月20日(水)  
 午後3時から午後4時半
- 2 開催場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟本館801会議室
- 3 議題  
 (1) 医療法人の設立について(非公開)  
 (2) 医療法人の解散について(非公開)  
 (3) 社会医療法人の認定について(非公開)  
 (4) その他(公開)
- 4 傍聴者の定員  
 10人
- 5 傍聴手続き  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴にあたっての留意事項  
 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合及びマスク着用がない場合は会場に入ることができません。
- 7 問合せ先  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)  
 (電話096-333-2205)

**熊本県立美術館協議会公告第2号**

令和2年度(2020年度)第2回熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。  
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
 令和3年(2021年)1月12日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時  
 令和3年(2021年)1月19日(火)  
 午前10時から正午まで
- 2 場所  
 熊本市中央区二の丸2番  
 熊本県立美術館本館
- 3 議事内容  
 (1) 熊本県立美術館運営ビジョンの策定について  
 (2) 令和2年度(4~12月)事業報告  
 (3) 令和3年度事業計画案  
 (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
 5人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
 熊本市中央区二の丸2番  
 熊本県立美術館協議会事務局

(電話096-352-2115)

**熊本県教育委員会告示第1号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項  
県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借（令和3年度（2021年度）開校特別支援学校等）
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和3年（2021年）1月19日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）1月30日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県教育委員会公告第5号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）1月12日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借（令和3年度（2021年度）開校特別支援学校等）
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室（熊本県庁行政棟新館7階）  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 借入物品及び数量  
県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借（令和3年度（2021年度）開校特別支援学校等）要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (5) 借入物品の仕様  
仕様書による。
  - (6) 借入期間

令和3年(2021年)4月1日(木)から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

- (7) 納期限及び納入場所  
仕様書による。
- (8) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に電子入札シス、ム紙入札移行承認書を提出し、熊本側の承認を受付けた者に限り、紙入札の続行が可能と認められる者(以下「ICカード」)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額  
入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すると、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)をもち、落札金額とする。この場合、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、事業者であるかの点で、問はず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの変更期間に降し、降し受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和3年(2021年)1月19日(火)午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 納入しようとする物品が仕様書に示す仕様と適合していること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 仕様適合確認書  
ウ 仕様確認できる資料(カタログ等)
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲

- げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期限内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和3年(2021年)1月26日(火)午後5時まで
- (4) 提出先  
1 (3)の入札担当部局
- (5) 内容の確認  
入札参加希望者は、契約担当者から(1)イ及びウの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (6) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月26日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月2日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月1日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和3年(2021年)2月2日(火) 午前11時  
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月1日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
- なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの借入代金)に借入月数(60月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

A Set of personal computer for education

・142 personal computers

・peripheral equipments and 142 softwares

(2) Date and place to tender

Date : February 2th, 2021, 11:00 am  
 Place : Kumamoto Prefectural Government  
 Treasury Bureau, Management and Purchasing  
 Division  
 (2nd floor of Prefectural Government  
 Main Building)  
 (3) Name of Department in Charge of Bidding  
 Contract  
 Educational Policy Division  
 Board of Education Prefectural Office  
 of Kumamoto  
 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,  
 Kumamoto Prefecture  
 862-8609, Japan  
 Phone : 096-333-2673  
 (4) Other  
 Language : Japanese  
 Currency : Japanese Yen

**熊本県環境審議会公告第1号**

第3回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の会議を、次のとおり開催する。  
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和3年(2021年)1月12日

熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員長 嶋田 純

- 1 開催日時  
令和3年(2021年)1月18日(月) 15時00分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題  
第四次熊本県環境基本指針・第六次環境基本計画の素案について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は、会場にて14時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴にあたっての留意事項  
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じない場合は、会場に入ることができない。
- 7 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)  
(電話096-383-1111 内線7321)